第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のセの表ジカンバの項中「小麦」を「小麦 大豆 大豆油かす」に、「2mg／kg」を「2mg／kg 10mg／kg 10mg／kg」に改め、同表の備考の1中「第2欄に」の次に「おける次に」を加え、「、次に掲げる区分に応じ」を削り、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　大豆　　種子

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十五条第一項及び第七十三条の規定に基づき、水先法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

水先法施行規則の一部を改正する省令

水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第三項」を「次項」に改める。

第二十二条第一項の表横浜川崎区の項中

総トン数二万トン未満の船舶（危険物積載船を除く。）	総トン数三千トン以上の船舶（総トン数一万トン未満の船舶にあつては、令第五条の表横浜川崎区の項に規定する運河水面及び同項に規定する海面を航行するものに限る。）又は総トン数三千トン以上の危険物積載船

を

総トン数二万トン未満の船舶（危険物積載船を除く。）	総トン数三千トン以上の船舶（総トン数一万トン未満の船舶にあつては、令第五条の表横浜川崎区の項に規定する運河水面及び同項に規定する海面を航行するものに限る。）又は総トン数三百トン以上の危険物積載船

に、

総トン数三百トン以上の船舶	総トン数三百トン以上の危険物積載船

を

総トン数三百トン以上の船舶	総トン数三百トン以上の危険物積載船

に改める。

第二十二条の五第二号中「令第五条に規定する危険物を積載していない」を「危険物積載船以外の船舶である」に改める。

第八号様式備考2中「及び横浜川崎区」を削り、「危険物積載船」の次に「及び横浜川崎区における総トン数300トン以上10,000トン未満の危険物積載船」を加え、同様式備考3中「の船舶」の次に「並びに横浜川崎区のうち水先法施行令第5条の表横浜川崎区の項に規定する海面及び同項に規定する運河水面を航行した総トン数3,000トン以上10,000トン未満の船舶」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、水先法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十六号）の施行の日（平成二十七年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水先法施行規則の規定による横浜川崎区（水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号。以下「令」という。）別表第二の横浜川崎区をいう。以下同じ。）に係る航海の実歴の認定を受けている者は、この省令による改正後の水先法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による横浜川崎区に係る航海の実歴の認定を受けたものとみなす。

3　この省令の施行の際現に横浜川崎区において令第五条の表横浜川崎区の項に規定する海面及び同項に規定する運河水面を航行する船舶以外の船舶（以下「特定船舶」という。）であって総トン数三千トン以上一万トン未満のもの（危険物積載船を除く。）の船長として航海に従事した実歴を有する者は、新規則第二十二条第一項の規定の適用については、横浜川崎区において総トン数一万トン以上の特定船舶の船長として航海に従事した実歴を有するものとみなす。